

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和※※年※※月※※日

奈良県知事殿

申請者 〒630-8501

住所 奈良県奈良市登大路町※番地※号

氏名 株式会社 ○○開発
代表取締役 奈良 一郎

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号 0742-※※-※※

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業 廃棄物の種類(当該産業廃 棄物に石綿含有産業廃棄 物が含まれる場合は、その 旨を含む)及び積替え又 は保管を行うかどうかを明 らかにすること。)	(1)業務の種類 収集運搬業(積替え・保管を含まない) (2)取り扱う産業廃棄物の種類 1、廃プラスチック 2、紙くず 3、木くず 4、繊維くず 5、ゴムくず 6、金属くず 7、ガラスくず等 8、鉱さい 9、がれき類 10、ばいじん 石綿含有産業廃棄物を <input checked="" type="checkbox"/> ・除く 水銀使用製品産業廃棄物を <input checked="" type="checkbox"/> ・除く 水銀含有ばいじん等を <input checked="" type="checkbox"/> ・除く 以上 10 種類
事務所及び事業場の所在 地	事務所 ※事務所の住所を記入してください。 電話番号
	事業場 ※事業場の住所を記入してください。 電話番号
事業の用に供する施設の種 類及び数量	(1)使用する車両 ※使用する車両を記入してください。 ※第2面のとおりも可 (2)車両の保管場所 ※車両保管場所の住所を記入してください。 ※第2面のとおりも可
積替え又は保管を行う場合 には、積替え又は保管を行 うすべての場所の所在地及 び面積並びに当該場所ごと にそれぞれ積替え又は保管 を行う産業廃棄物の種類、 積替えのための保管上限及 び積み上げができる 高さ	
※事務処理欄	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
--------------	------	----------

※必ず本名とふりがなを記入してください。

※外国人の方は住民票に記載されている氏名とふりがなを、本籍欄には国籍を記入してください。

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所
まるまるかいはつ 株式会社 ○○開発	奈良県奈良市登大路町※番地※

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	

(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住所	

役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
	役職名・呼称		

法第14条第5項第2号ニに規定する役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
なら いちろう 奈良 一郎	S30.3.3	大阪府大阪市中央区△△町1番地
	代表取締役	奈良県奈良市□□町2番地
○○ ○○ △△ △△ (□□ □□)	S35.5.5	◇◇
	取締役	大阪府東大阪市□町2番地

※登記簿謄本に記載されている役員全員(監査役も含む)について正確に記入してください。

※必ず本名とふりがなを記入してください。

※外国人の方は住民票に記載されている氏名とふりがなを、本籍欄には国籍を記入してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
ふりがな 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
※申請者が法人の場合に、株主・出資者について正確に記入してください。				

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

ふりがな 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
※①支店の代表者、②廃棄物の運搬・処理に係る契約を締結する権限を有する者について正確に記入してください。 ※必ず本名とふりがなを記入してください。 ※外国人の方は住民票に記載されている氏名とふりがなを、本籍欄には国籍を記入してください。			

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄